

青森型マーケティング強化促進業務に係る企画提案審査基準

1 目的

青森型マーケティング強化促進業務について、随意契約の相手方を決定するために行う企画提案審査の基準を定めることを目的とする。

2 審査方法

企画提案書及び経費見積書の内容に基づき、企画提案者が行う対面式の説明及び審査委員からの質疑応答により行う。

- (1) 企画提案者による説明は 20 分以内とし、説明終了後、審査委員からの質疑応答（10 分程度）の時間を設ける。
- (2) 審査員は、次項「3 評価基準等」に掲げる審査項目ごとに、設定された配点を上限とする点数を付し、その合計を各審査員の評価点とする。
- (3) 各審査員の評価点を合計した点数を企画提案者の得点とする。
- (4) 全ての企画提案者のうち、最も得点の高い者を最優秀提案者とする。
- (5) 最も得点の高い者が複数ある場合は、審査委員会の合議により決定する。

3 評価基準等（100点満点）

評価項目	評価基準	配点
（１） アドバイザリーボードの設置 （配点６０）	<ul style="list-style-type: none"> ○選定するアナリストは適切か。 ○多様な情報を分析するための工夫された手法が提案されているか ○マーケティング機能を担う人材育成のために分析手法等を共有できるか。 ○業務説明書で記した、研究会サマリー作成時の考慮する点を捉えた分析手法が提案されているか。 	60
（２） 定期研究会 （配点１５）	<ul style="list-style-type: none"> ○定期研究会の受講者の公募方法は適切か。 	15
（３） マーケティング手法の確立 （配点１５点）	<ul style="list-style-type: none"> ○選定されたモデルコンテンツは適切か。 ○潜在顧客層が多いと思われる理由が適切か。 ○分析・調査のサンプル数はどのくらいの人数を想定しているか。 ○各分析・調査で工夫された提案がされているか。 	15
その他 （配点１０点）	<ul style="list-style-type: none"> ○提案者の業務実施体制、全体のスケジュール等、本事業を適切に実施できる全体計画となっているか。 ○事業経費の積算は適切か。 	10